

祖師の遺訓

細川行信

はじめに

古くより「棺を蓋いて事さだまる」ということが言われるが、事実わたくしには、祖師・親鸞聖人の事どもを偲ぶとき、何かしら殊更に、この『誓書』劉毅伝に載せられる「丈夫蓋棺事方定」の一句が想い起される。これについて『親鸞伝』の最終段、すなわち文永九年の廟堂造立を述べたあと「此時に当て聖人相伝の宗義いよいよ興じ、遺訓ますます盛こと願在世の昔に越たり」（専修寺本による）とあり、聖人の滅後、その宗義が遺弟子により、さらには今日まで既に七百年余り、ともかくも伝統相統されてきた事は、まことに聖人九十年の真価をあらわすものと云えよう。

ところで、右のごとく『伝絵』には「宗義」と共に「遺訓」という事が載せられるが、実は、この遺訓については、いままで余り考究されていないようである。す

なわち、『伝絵』研究の基礎をひらいた恵空講師は「遺訓トハ総ジテ一代ノ教勸、別シテハ六卷ノ文類也」（御伝絵視聽記）と、わずかに抽象的な説明しか施されず、くだつて昭和十四年の大谷派安居において、日下先生は『本願寺聖人伝絵講要』のなかで「聖人在世中の教化を如信上人を初め直弟等の耳の底に残したる遺訓、並に聖人著述の漢和の聖教等すべてをさすのである」と述べられ、ここでは、如信上人をはじめ聖人の遺弟を注意されなければ、ここでは、如信上人をはじめ聖人の遺弟を注意されなければ、遺訓そのものの具体的内容にわたっては、同じく何も明示されていない。これについて、この『伝絵』の「遺訓」と併せ考うべきは、同じく覚如上人が『報恩講式』で「遺訓絶幾程」と記され、のちに蓮如上人が右の『講式』によって「御遺訓ますますさかんにして」と『御俗姓御文』に書かれたことは、その「遺訓」が、ただ『教行信証』をはじめ聖人撰述の聖教としただけでは、あまりにも漠然たる感じがしてならない。ここに

私は、とくに『口伝鈔』や『改邪鈔』に載せられる「祖師の遺訓」が、宗祖・親鸞聖人の遺された教訓である事は勿論、それがまた先学も指摘される如く「祖師ト云ハ元祖也」（法海の口伝鈔講義四）と積すべきところに、浄土門の伝統にたつ真宗念仏者の立場があり、その立場において自ら遵守すべき教誡が、当然なくてはならないであろう。そして、それは遺弟達によって伝持されるべき「遺訓」と申さねばならないが、この事に関して、とくに親鸞聖人の遺弟の多くが「キナカノヒトヒト」で「アサマシキ愚癡キワマリナキ」（唯信鈔文意・一念多念文意の奥書）とこの人達であったことから、その教誡は恐らく具体的なものとして伝承されていたと思われ、さらに私なりに推理すれば、かかる遺訓の違背と護持をめぐって、真宗教団の展開が窺えるようで、こうした視点での「遺訓」について考察してゆきたい。

一

『親鸞伝絵』と『報恩講式』は、覚如上人（二二七〇〜二三五一）が若き日、満二年に及ぶ東国巡見より帰洛して著わされたもので、最初に撰述された『講式』と、ついで二十六歳の十月に書かれた『伝絵』（初稿本）に

は、それぞれ「遺訓」と共に「遺弟」の言葉において、祖師の遺訓をまもる門弟をのべてあることは、いかにも純粹な祖師聖人への追慕報恩の情が、一入つよく感じられる。こうした中で『講式』には、三段に分つて徳を述べるうち、第一の「讚・真宗興行徳」のなかで「自行化他守・道綽遺誡、専修専念任・善導古風」と、真宗の伝統精神をあかさされてある。このことは、「道綽遺誡」が念仏こそ時機相應の教法であり、その念仏を自信教人信してゆくところに「善導・古風」のある事を示すもので、こうした伝統は聖道門に対する浄土門と、その専修念仏者の基本的立場を示すものであろう。かくて法然上人はこの立場において浄土宗を開かれ、『選択集』の初めに「道綽禪師、立・聖道・浄土二門、而捨・聖道・正帰・浄土之文」（教相章、延応元年開板本による）の一章をかかげ、終りに善導の『観経疏』をあげ「仰討・本地・者、四十八願之法王也、十劫正覚之唱有・憑・于念仏、俯訪・垂迹・者専修念仏之導師也」（結勸）と結ばれた。これについて実は、そのころ「専修念仏者」と呼ばれた吉水の浄土宗教団は、外に男女・貴賤を簡ばない門戸として開放されつつも、内には道綽・善導の教誡を守るべきところに、その本来的意義がなくてはならない。これに関して、法

然上人は極めて端的に「本願の念仏には、ひとりだちさせて助をささぬ也」とも、「現世をすぐべき様は、念仏の申されん様にすぐべし」とも、あるいは「衣食住の三は、念仏の助業也」（和語燈五）などの言葉が伝えられるが、さらには「信をば一念にむまると信じて、行をば一形にはげむべし」（行状絵図二）と、行（念仏）と信（本願）の関係を明示された。これについて『選択集』のなかより私なりにうかがうと、とくに『五会法事讚』の「彼仏因中立弘誓、聞名念我総迎來、不簡貧窮將富貴、不簡下智与高才、不簡多聞持淨戒、不簡破戒罪根深、但使廻心多念仏、能令瓦礫變成金」（本願章に記載）によって、あらゆる外面的な差別をこえて、念仏が普通の法である事を教え、また『散善義』の「不得外現賢善精進之相、内懷虚仮」（三心章に記載）にもとづいて、外相を飾り内心を偽る機について厳しく誡める。

かくの如く、法然上人は道綽・善導の伝統にもとづき念仏者の依るべき教誡を明示されたが、しかし、上人における持戒堅固と、さらに上人門下の急速な増加は、行と信、外儀と内心の関係について迷いと惑いを生じ、これがために一念往生と多念往生、造悪無碍と賢善精進の

偏執を惹起することとなった。かくて、この法然上人在世中における問題は、ついで上人滅後、その門下に残された重要な課題とされるに至った。ここに、門下の一人として親鸞聖人は、『選択集』の核心を顕わすべく、ひたすら報恩謝徳の心情において『教行信証』を撰述されさらには聖覚・隆寛など先輩の著わした『唯信鈔』・『一念多念分別事』・『自力他力事』・『後世物語』を熟読・書写し、ついで『唯信鈔文意』や『一念多念文意』を撰述されたことは、ひとえに上人の遺訓をまもり、その教誡に随順してゆかれたものと窺知される。今これについては、前出の『五会法事讚』と『散善義』の両文を、『唯信鈔』を通して更に徹底・深化された事によっても、よく理解できるところである。すなわち聖人は、法照の『五会法事讚』の文が実のところ、慈悲の『般舟三昧経』に依って作られた讚文にある事を明瞭にすると共に「具縛凡夫・屠沽下類」（聞持記）の語を用いられて、かかる「レウシ・アキ人、サマザモノモノハ、ミナ、イシ・カワラ・ツブテノゴトクナル、ワレラナリ」（唯信鈔文意）と、みずからの問題において感受される。この事は、さらに『散善義』の文についても、周知のごとく『教行信証』をはじめ『浄土文類聚鈔』・『愚禿鈔』などに「不

得^ニ外現^ニ賢善精進之相^ヲ、内懷^ニ虚仮^ニ（教行信証・信卷）と
返点・送り仮名を施され、『唯信鈔文意』には「アラハ
ニカシヨキスガタ、善人ノカタチアラワスコトナカレ
精進ナルスガタラシメスコトナカレトナリ、ソノユヘハ
内懷虚仮ナレバナリ」と述べられたが、実は恩師上人の
教えを、このように身を以て徹底されるところ、まことに
に敬虔な念仏者の姿勢が偲ばれる。

① ここで結勸の文をあげたのは、大舎述『報恩講式講義』
下による。

一一

吉水の教団が急速に大きくなると、おのずと、そのな
かから専修に名をかり、本願に事よせて、放逸無慚な行
為をするものも輩出し、ために聖道門より厳しい非難を
受けねばならなかった。ここに法然上人は、念仏者とし
て遵守すべき制誡として「七箇条起請」を定め、聖道門
諸宗の智者に対し、浄土門念仏者における愚者の立場を
明示された。しかも、これについて、上人は「我烏帽子
キヌ法然房也、黒白不知童子如是非不知無智者也」（西
宗要四）といわれ、みずから「十悪法然房」・「愚癡ノ
法然房」（和語燈五）と申され、また常の仰せに「愚癡

ニカヘル」とも「愚者ニナル」とも云われると共に、さ
らには「源空は智徳をもて人を化する猶不足也、法性寺
の空阿弥陀仏は愚癡なれども、念仏の大先達として返て
化導広し、我もし人身を受て大愚癡の身を受、念仏勤行
の人たらん」（行状絵図四八）と念じられたと伝える。し
かるに今、「制誡」の第一・第二条に注意される如く、
もし「愚人」の分際を守らない場合、そこには諸宗を誹
謗し好んで諍論をおこす事となる。かくて、これらを含
めて、広く七箇条の制法に背く者は「是非^ス子門人^ノ魔眷
属也、更不可^ク来^ル草庵^ニ」と誌される。

ところで、七箇条の「制誡」に指摘する諍論について
上人の「没後遺誡」中「葬家追善事」には「遺弟同法等
全不可^ク群^ル会^ス一所^ニ也、其故何者、雖復似^ク和合、集則
起^ル鬭諍、此言誠哉、甚可^ク謹慎、若然者我同法等、於^テ
我没後、各任各居、不如^ク不^レ会^ス、鬭諍之基由、集会之
故也、羨我弟子同法等、各閑住^ニ本在之草庵、苦可^ク祈^フ
我新生之蓮台、努々群^ル居^ス一所、莫^ク致^ス諍論起^ル、忿怒^ノ有^ル
知^ル恩忘^ル之人、毫末不可^ク違^フ者也」として、追善報恩
には念仏を修して自行化他すべき旨を遺言された。ここ
において、師上人を「ヨキヒト」として信順される親鸞
聖人は、師の滅後、この「遺誡」にもとづいて伝道され

た事は、まことに必然的な成り行きと申さねばならない。これについて『拾遺古徳伝』には「善信聖人も勅免のうへは、やがて帰京あるべきにてはんべりけるほどに、聖人（ここでは法然を指す——筆者註）入洛ののちいくばくならずして入滅のよしきこえければ、古京にかえりてもなにかせん、しかじ師訓をひろめて滅後の化儀をたすけんにはとて、いそぎものぼりたまはず、東関のさかいこかしこにおほく星霜をぞかさねたまひける」（九）と前記の「遺誠」にしたがい、「師訓」を弘通するため「事の縁」（敬重絵詞一）によって、東国へ移られた事情が窺知される。

ところで、右の『古徳伝』は、覚如上人が法然上人の徳行と化導を九巻の伝記にまとめ、正安三（一三〇一）年すなわち三十二歳の時に作られたもので、それが僅か十七日間で出来た事については、その手許に『西方指南抄』や『法然上人伝法絵』（一二九六年・頭智書写）があった事は既に指摘されるところである。このうち、資料の一つである『伝法絵』には、『古徳伝』に載る「沙弥随蓮」が聞いた師法然上人の「念仏は様なきを様とするなり」と「念仏は義なきを義とす」との仰せに対して、ただ「やうなきをやうとす」とのみ伝える。しかし、その少

し前のところには、勝尾寺における聖覚法印の唱導について、両書とも同文にて「それ愚癡にかへるといふは、法蔵比丘の昔の時成就衆生の願をたて給しおり、すべて罪障深重のたぐひ、濁世末代の愚鈍のやから、生死の尽期なからむ事をふかく想て、五劫思惟の室のうちに、観念坐禪布施持戒等のわづらはしき諸の行をさしおきて、易行易修の称名をもて本願として、普く一切の下機に応じ給へり」と「愚癡にかへる」ことについて詳しく説明し、その後おなじく「ただ信じて行ずるほかには義なきをもて義とす」と「浄土の機は愚癡にかへる」と、まさしく浄土門における基本的理念が、法と機の両面において明記されてある事は、とくに留意しなければならぬであろう。すなわち、かつて「制誠」と「遺誠」に示された法然上人の教誡は、ここに「愚癡にかへる」の還愚と「義なきを義とす」の無義為義という、二つの端的な表現に要約することができよう。そして、親鸞聖人は生涯、この師の仰せを身を以て実践されたことは、ついで聖人の遺弟たちにより、それはそのまま「祖師の遺訓」として念持されてきたものであろう。

① 田村円澄著『法然上人伝の研究』三六～三八頁

覚如上人の著述中、前にあげた『報恩講式』・『親鸞伝絵』と『拾遺古徳伝』など、いずれも若い時代に書かれたものには、法然上人と親鸞聖人への共通した讃仰と伝承が、自然な感情においてまとめられている。これに比較して、のちに本廟が本願寺として寺院化されて以後のものには、新しい教団づくりを目標に、当時の異義邪説に対して、祖師相伝の教義を故意に明確化する意図がみられる事は、時代の流れの上で注目しなくてはならない。これについて、とくに上人五十七歳の『執持鈔』から、六十二歳の『口伝鈔』について六十八歳の『改邪本願寺（親鸞）へ、さらに「先師」の大綱（如信）へのいわゆる「三代伝持」の血脈を漸次あきらかにしてゆかれる。したがって、これら著書の内容をうかがう場合、上人における本願寺の権威化という前提条件において、浄土宗ないし真宗諸派への批判を考慮しなければならぬ。かかる事態のなかで、『口伝鈔』には「祖師の遺訓」に悖る者のあったことが、次のように詳しく記載される。

聖光ひじり鎮西にしておもへらく、みやこに世もて智恵第

一と称する聖人をはすなり、なにごとかは侍るべき、われすみやかに上洛して、かの聖人と問答すべし、そのとき、もし智恵すぐれて、われにかざまば、われまさに弟子となるべし、また問答にかたば、かれを弟子とすべしと、しかるに、この慢心を空聖人権者として御覧せられければ、いまのごとくに御問答ありけるにや、かのひじり、わが弟子とすべき事、橋たててもよびがたかりけりと慢憚ちまちにくだければ、師資の礼をなして、たちどころに二字をさざげけり、両三年ののち、あるとき、かご負かきおいて聖光坊、聖人の御前へまいりて、本国恋慕のころさしあるによりて鎮西下向つかまつるべし、いとまたまはるべしと申す、すなわち、御前をまかりたちて出門す、聖人のたまはく、あたら修学者がもとどりをきらでゆくはとよと、その御こゑ、はるかにみみにいりけるにや、たちかへりて申ていはく、聖光は出家得度してとしひさし、しかるに本鳥をきらぬよし、おほせをかうぶる、もとも不審、このおほせ耳にとまるによりて、みちをゆくにあたはず、ことの次第うけたまはり、わきまへんがためにかへりまいれりと云々、そのとき聖人のたまはく、法師にはみつのもとどりあり、いはゆる勝他・利養・名聞これなり、この三箇年のあひだ、源空がのぶるところの法文をしるしあつて隨身す、本国にくだりて人をしえたげむとす、これ勝他にあらざや、それにつきて、よき学生といはれんとおもふ、これ名聞をねがふところなり、これによりて檀越をのぞむこと

所詮利養のためなり、このみつのもどりをそりすてずば法師といひがたし、仍さ申つるなりと云々、そのとき、聖光房改悔の色をあらはして、負のそこよりおさむるところの抄物どもをとりいでて、みなやきすてて、またいとまを申ていでぬ、しかれども、その餘残ありけるにや、つるにおほせをさしをきて、口伝をそむきたる諸行往生の自義を骨張して自障障他する事、祖師の遺訓をわすれ諸天の冥慮をばばからざるにやとおぼゆ、かなしむべし、おそるべし。

(中巻)

すなわち、この一条は出家の身として外相の「もどり」ではなくとも、要は内心にある「みつのもどり」こそ問題である。すなわち、ここには（聖光房弁長の歴史的事実はともかく）勝他と利養と名聞の三つを捨てて事かできず、そのため、口伝に背き自義を骨張することを「祖師の遺訓をわすれ」たものとして厳しく批判する。そして、ここで三つの譬として表わされた勝他・利養・名聞の語拠は、すでに先学も指摘する如く『増一阿含經』にもとめられるが、また『涅槃經』には「聞不具足」の文を釈して「為論議故、為勝他故、為利養故、為諸有故」（北本三六、南本三二）と、先の三つのうち勝他と利養があげられるが、この文はまた『教行信証』の信・化両巻に夫々のせられている。そして、さらに広義

よりすれば、『浄土論註』には「三種」鄭導（下・名義撰対）として、その前に説かれる「智恵」・「慈悲」・「方便」に違背する「我心貪着自身」・「無安衆生心」・「供養恭敬敬自身心」の三つの我執心にも関連せしめて領解できよう。

つぎに『改邪鈔』では、更に当時の邪義に対し、所破の篇目二十ヶ条を列挙して厳しく非難を加えるが、今のうち「遺訓」にそむくところの条々を、いささか繁にわたるが左に抄録してみよう。

(一) 仏法示誨の恩徳を恋慕し仰崇せんがために、三國伝来の祖師先徳の尊像を図絵し安置すること、これまたつねのことなり、そのほかは祖師聖人の御遺訓として、たとひ念仏修行の号ありといふとも、道俗男女の形跡を面々各々図絵して所持せよといふ御をきて、いまだきかざるところなり。(第二条)

(二) 祖師のおほせにも、それがしはまたく弟子一人もたず、そのゆへは弥陀の本願をたまたしむるほかは、なにことをしへてか弟子と号せん、弥陀の本願は仏智他力のさづけたまふところなり、しかればみなどもの同行なり、わたくしの弟子にあらずと云々、これによりて、たがひに仰崇の礼義をただしくし昵近の芳好をなすべしとなり、その義なくしてあまさへ悪口をはく条ことごとく

祖師先徳の御遺訓をそむくにあらずや。(第四條)

(三) 祖師聖人御在世のむかし、ねんごろに一流を面授口決し奉る御門弟達、堂舎を當作するひとなかりき、ただ道場をばすこし人屋に差別あらせて小棟をあげてつくるべきよしまで御諷諫ありけり、中古よりこのかた、御遺訓にとをざるひとびとの世となりて、造寺土木のくはだてにおよぶ條、仰に違する至り、なげきおもふところなり、しかれば、造寺のとき義をいふべからざるよしの意状、もとよりあるべからざる題目たるうへは、これにちなんだる誓文、ともにもてしかるべからず、すべて事數ヶ條に及ぶといへども、違變すべからざる儀をいいて嚴重の起請文を同行にかかしむること、かつは祖師の遺訓にそむき、かつは宿縁の有尤をしらず、无法の沙汰にたり。

(第九條)

(四) それ本願の三信心と云は至心・信樂・欲生これなり、まさしく願成就したまふには聞其名号信心歡喜乃至一念とらとけり、この文について、凡夫往生の得否は乃至一念発起の時分なり、このとき願力をもて往生決得すと云は、則ち撰取不捨のときなり、もし觀經義によらば安心定得といへる御釈、これなり、また小經によらば一心不乱ととける、これなり、しかれば祖師聖人御相承弘通の一流の肝要、これにあり、ここをしらざるをもて他門とし、これをしれるをもて御門弟のしるしとす、そのほか、かならずしも外相にをいて一向専修行者のしるしをあら

はずべきゆへなし、しかるを、いま文証をたづねあきらむるにをよばず、ただ自由の妄義をたてて信心の沙汰をさしをきて、起行の篇をもて、まづ雜行をさしおきて正行を修すべしとすすむと云々、これをもて一流の至要とするにや、この條、総じては真宗の廢立にそむき、別しては祖師の御遺訓に違せり。

(第一五條)

ところで、ここに列記した四つの資料は、文中それぞれに「祖師聖人の御遺訓」・「祖師先徳の御遺訓」・「祖師の遺訓」・「祖師の御遺訓」と載せ、その遺訓に照らして、そのころ横行した「絵系図」・「同行自專」・「造寺土木」・「起行専修」などの異義邪計を批判するものである。このうち、資料(四)の終りに「総じては真宗の廢立にそむき、別しては祖師の御遺訓に違せり」とある一節は、とくに注意すべきもので、今これを前後に二分して考えるとき、前の「総じては真宗の廢立」というのは道綽・善導の伝統にもとづく念仏者の依るべき教誡に相当し、後の「別しては祖師の御遺訓」という事は、その教誡の上に立った聖人身証の教訓として領解することが出来よう。

以上、『口伝鈔』・『改邪鈔』により「祖師の遺訓」に関する資料をあげてみたが、実はかかる資料によって

そこに浄土門念仏者の基本的理念と真宗門徒の本来の姿勢を、わたくしなりに出来るだけ具体的に窺ってみた次

第である。

① 澄玄述『口伝鈔丁酉記』（真宗大系本八〇頁）

執筆者住所が掲載されているため
リポジット非公開とする。